

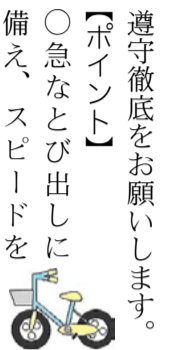
防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

**福生市・武蔵村山市の 2 市
合同職員採用説明会を開催
します**

【日時】 8 月 2 日(水)午後 1 時 30 分～3 時 10 分
【場所】 国分寺市立国分寺 L ホール内 A・B ホール(国分寺市南町 3-20-3 C E LEO 国分寺 8 階)
【対象】 次の①②に該当する方
①平成元年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた方
②一般行政職を受験希望の方 ※武蔵村山市の応募要件、募集職種は異なります。
【定員】 100 人(事前予約制)
【申込み】 受付中。電話またはインターネットから東京しごとセンター多摩 042・329・4510 へ。

**自動車、自転車の運転に
注意を!**

夏休みになると、子どもが路上に出る機会が増えます。自動車等の運転をする方は交通ルール・マナーの



遵守徹底をお願いします。 【ポイント】
○急なとび出しに備え、スピードを抑える(特に生活道路)
○一時停止をしつかりとす(自転車も一時停止をしなればなりません)
○交差点は特に注意をする(交差点での事故が多い)
▼保護者の方へお願い
子どもが事故にあわないように、交通ルール、路上の危険性等を家庭内で再度確認してください。
(例) とび出しはしない。信号が青でも右左を確認する等

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

**福生市まちづくりに資する
寄附金(ふるさと納税)**

6 月 1 日から 30 日までの間に匿名 1 名の方から 5,000 円のご寄附をいただきました。
寄附金は、寄附者のご希望等にに応じ、有効に活用

7 月の納税のお知らせ

7 月は固定資産税・都市計画税(第 2 期)、国民健康保険税(第 1 期)、介護保険料(第 1 期)、後期高齢者医療保険料(第 1 期)の納期です。納期限は 7 月 31 日(月)です。お忘れのないようご納付ください。
口座振替は 7 月 31 日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。
※納期を過ぎると延滞金が課されます。
【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療被保険者で、同じ世帯の全員が住民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」)を医療機関の窓口にて提示すると、自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。
現在交付している減額認定証の有効期限は 7 月 31 日(月)です。過去に減額認定証を交付された方で、平成 29 年度住民税非課税世帯の方には、8 月 1 日(火)から使用する新しい減額認定証を、7 月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。
※新たに減額認定証の対象になると思われる方には、7 月下旬に申請書を送付します。保険年金課後期高齢医療係で申請してください。また、有効期限が切れた減額認定証は使用できなくなり、現在ご利用の減額認定証は 8 月 1 日以降に市役所 1 階 5 番保険年金課後期高齢医療係にお返しいただくか、ご自身で破棄してください。
【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

平成 28 年中の所得に基づき算定された平成 29 年度の保険料額決定通知書をお送りしました。4 月から年金引き落としによる仮徴収をさせていただきます。今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。
【保険料】被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は 2 年ごとに見直され、原則、東京都内で均一です。
【保険料の決め方】保険料(限度額 57 万円) ※均等割額と所得割の合算(均等割額) 被保険者 1 人当たり 42,400 円(所得割) 賦課のものとる所得金額 × 9.07 %
※後期高齢者医療制度加入前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、均等割額が 7 割軽減となり、所得割額はかかりません。
【保険料の納め方】納付方法は原則、年金からの引き落とし(特別徴収)です。ただし、その年金額が年額 18 万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の

地区	面積(km ²)	空き巣狙い	前年同月比	ひったくり	前年同月比
本町	0.16	0	0	0	0
志茂	0.28	0	0	0	0
牛浜	0.23	0	0	0	0
武蔵野台	0.49	0	0	0	0
福生	1.80	1	+1	0	0
熊川	2.57	1	+1	0	0
北田園	0.32	0	0	0	0
南田園	0.41	0	0	0	0
加美平	0.61	0	0	0	0
東町計	0.05	0	0	0	0
合計	6.92	2	+2	0	0

8 月の無料相談 【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日から予約開始となります。
※今月の「法律相談」第 1 回目は、七夕まつりのため第一火曜日に変更しています。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	2 日(水)	午後 1 時 30 分～4 時 30 分	市役所 1 階 第一相談室	予約制、先着 6 人(1 人 30 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	3 日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	8 日(火)			
税務相談	24 日(水)			
法律相談	1 日(火)・9 日(水)・16 日(水)・23 日(水)	午後 1 時 30 分～4 時	市役所 1 階 介護福祉課	予約制、先着 6 人(1 人 30 分) ※相談日 6 日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	17 日(木)			予約制、先着 3 人(1 人 45 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	18 日(金)	午前 9 時～午後 4 時 30 分	市役所 1 階 介護福祉課	予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時	市役所 1 階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	子ども家庭支援センター(子ども応援館 1 階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前 9 時～午後 5 時	教育相談室(子ども応援館 2 階)	教育についての悩み全般に関すること。教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700 ※要事前連絡
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前 10 時～正午、午後 1 時～4 時	もくせい会館	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
事業資金相談	17 日(木)	午後 1 時 30 分～3 時 30 分	商工会相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(市役所代表 ☎ 551・1511)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(福祉センター ☎ 552・5027)

【問合せ】立川検察審査会事務局(〒190-8571 立川市緑町 10-4) ☎ 042・845・0292
[検察審査会に関するホームページ] <http://www.courts.go.jp/kensin/>

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767